

別紙新旧対照表 6

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成15年4月1日付け14生畜第8598号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4（略） 5 その他 （1）（略） （2）我が国で安全性が確認されていない組換えDNA技術を応用した生物を用いてほ場試験（国外において実施されるものを含む。）を実施する者は、当該生物が飼料に混入しないよう万全の措置をとるとともに、当該生物の混入の検知に必要な特異的検知方法及び検知の標準となる生物を<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>に供与すること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4（略） 5 その他 （1）（略） （2）我が国で安全性が確認されていない組換えDNA技術を応用した生物を用いてほ場試験（国外において実施されるものを含む。）を実施する者は、当該生物が飼料に混入しないよう万全の措置をとるとともに、当該生物の混入の検知に必要な特異的検知方法及び検知の標準となる生物を<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>に供与すること。</p>